

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続の観点から、取引先の各種補助金の申請に関する助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- 取引先と社会的責任意識を共有し、CSRに対する取り組みをサプライチェーン全体で推進
- IT技術を活用した業務のシステム化等による業務精度向上および効率化

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費等各種原価の変動分の影響を考慮する等下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行いません。以上につき、漏れを発生させないようなチェック・フォロー体制を構築しております。

②手形等の支払条件

下請事業者との取引に対する下請代金は、全額現金でお支払いします。

③知的財産・ノウハウ

契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に損失を与えることの無いよう、十分に配慮します。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

取引先との協力会組織を通じ、緊密な協力関係を築くことにより、相互の成長・繁栄を図り、ステークホルダーに信頼される集団を目指します。また、協力会活動の一環として、本パートナーシップ構築宣言の内容と、宣言に基づく活動情報の共有化を図ります。

2022年4月13日

JFEプラントエンジニア株式会社

代表取締役社長 齋数 正晴